

ふるさと納税における寄附金税額控除に係るワンストップ特例の手続きについて

1 ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

平成27年4月1日以降の寄附分から、条件を満たせばふるさと納税先の自治体に申請をすることにより、確定申告をせずに住民税控除（翌年6月から1年間）を受けられる仕組みが創設されました。

2 ワンストップ特例制度の対象となる条件について

- (1) 寄附をする年の所得税や個人住民税の申告を行う必要のない方
 - (2) ふるさと納税をされる自治体が5つまでの方（本市に2回以上寄附をした場合、自治体数は1つとします。）
- ※上記2つの条件をすべて満たす方が対象となります。条件を満たさない場合は受領証明書を送付しますので、確定申告を行ってください。（受領証明書の送付は、寄附いただいてから1ヶ月半ほどかかります。）

3 手続きの方法について



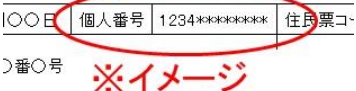



(1) 申請に必要な書類

☆『寄附金税額控除に係る申告特例申請書』（別紙）に必要事項の記入・押印

☆『個人番号（マイナンバー）確認書類』の写しと『本人確認書類』の写しを添付（①～③何れか1セット）

※住民登録してある住所・氏名と本人確認書類の住所・氏名が一致している必要があります。

【本人確認書類】

AとB 両方必要です。	① マイナンバーカードを持っている場合	② マイナンバー通知カードを持っている場合	③ マイナンバーカードも通知カードもない場合
A 個人番号 (マイナンバー) 確認書類	マイナンバーカードの写し  【裏面】	マイナンバー通知カードの写し  【表面】	個人番号が記載された住民票 住民票  ※イメージ
B 本人確認書類	マイナンバーカードの写し  【表面】	免許証またはパスポート等 	免許証またはパスポート等 

(2) 申請書類提出先

下記担当へ提出してください。郵送等に係る費用は申請される方のご負担になります。

(3) 提出期限

寄附した年の翌年の1月10日必着

（例：平成28年寄附の場合、平成29年1月10日必着）

4 その他

- (1) 申請後、翌年1月1日までの間に住所または氏名に変更があった場合は、『寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書』（別紙）を寄附した年の翌年の1月10日必着で担当へ提出してください。
- (2) ご不明な点は担当へご連絡ください。

担当	〒 399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号 塩尻市企画課シティプロモーション係 電話： 0263-52-0280（代表） 0263-52-0714（直通）
----	--